

令和4年度  
第7回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和4年10月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第7回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年10月14日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年10月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年10月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年10月25日 13時56分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 17名 欠席 2名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	▲
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	▲	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 12番	竹田和夫	議席番号 13番	工藤嘉充
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	澤口頼太		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時00分）

### 事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号8番松村勝彦委員、所要のため、議席番号11番中村一彦委員、所要のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第7回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、12番 竹田和夫 委員、13番 工藤嘉充 委員を指名します。

## 3 報告

### 議長（立柳会長）

次に、事務局から第7回運営委員会報告を行います。

### 事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第7回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年10月以降の主な会議 行事等日程について、

2項目め。令和4年度第7回総会について、

3項目め。令和4年度岩手県農業委員会大会の参加者について

4 項目め。山形県鶴岡市農業委員会との農業者年金研修の開催について以上、4 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。

協議を行った結果、11 月 9 日午前 9 時 00 分に決定となりました。

次のページの左上、2 項目め。令和 4 年度第 1 回農地利用最適化推進検討会の開催についてとなります。

内容について協議を行ったところ、6 ページの中ほどに記載したとおり決定され、本日午後 3 時からの開催となったものです。

3 項目め。耕作放棄地全体に係る農地・非農地の判定についてとなります。

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載したとおり決定されました。

4 項目め。令和 4 年度八幡平市に対する意見提出に対応する委員の人数についてとなります。

内容について協議を行ったところ、9 ページの中ほどに記載したとおり決定されました。

以上、4 項目について協議を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項及び、協議事項で事務局より「3 項目め」と「4 項目め」の説明を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

高橋憲一委員から質問が出され立柳会長が回答を行いました。

続いて、小山田委員から質問が出され事務局が回答を行いました。

次のページとなります。立柳会長から 4 件の情報提供が行われ、続いて竹田委員より質問が出され、運営委員や事務局により情報交換が行われました。

続いて、事務局から 2 件の情報提供等を行いました。

一つめ。就農相談会アドバイザー派遣についてとなります。

内容について説明を行いました。改めて本日の農業委員会議の情報提供等で事務局より説明を行う事としております。

二つめ。今年度の地域農業マスタープラン実践塾の参加についてとなります。

今後の参加方法について説明を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 4 年度第 7 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 4 年 10 月 25 日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

## 議長（立柳会長）

ただ今の「第 7 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

## 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 11 ページをご覧ください。

令和 4 年 9 月 26 日から令和 4 年 10 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番から、かた括弧 5 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 10 月 14 日の金曜日でございます、23 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 9 番委員吉田晃委員、農業委員の 17 番委員大森直子委員、推進委員の西根南地区の 4 番委員工藤廣導委員、推進委員の西根北地区の 4 番委員中村政宏委員、推進委員の松尾地区の 4 番委員米田正悦委員の 5 名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と澤口主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

## 議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 4 議事

### 議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

### ○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

### 議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は6件です。

申請番号1：田頭第5地割60、田、1,662 m<sup>2</sup> を含む2筆2,591 m<sup>2</sup>です。

売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号2：松尾寄木第2地割726、畑、10,114 m<sup>2</sup>です。

売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号3：平館第17地割70、田、490 m<sup>2</sup>を含む3筆2,043 m<sup>2</sup>です。

贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後はWCSを作付予定です。

申請番号4：荒木田第2地割14-1、田、71 m<sup>2</sup>です。

贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後は野菜を作付予定です。

申請番号5：野駄第7地割81、畑、730 m<sup>2</sup>を含む4筆3,255 m<sup>2</sup>です。

贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が栗の木を含み自己保全管理しており、権利取得後は栗の木のほか牧草と野菜を作付予定です。

申請番号6：上の山34-1、畑、640 m<sup>2</sup>です。

贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 大森直子 委員にお願いします。

## 17番（大森委員）

17番 大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は、平笠小学校から北東へ約300mの地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約900mの地点です。現況は、牧草が作付されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、八幡平市役所から南東へ約700mの地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、寺田小学校から北西へ約2.3kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、八幡平市役所から南へ約1.2kmの地点です。現況は、栗の木を含み保全されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、安代インターチェンジから北へ約350mの地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

#### 5番委員（熊澤委員）

はい。

#### 議長（立柳会長）

はい、熊澤委員。

#### 5番委員（熊澤委員）

5番の熊澤です。

議案についてではなく、事務局から教えて欲しいことがあります。

今回、贈与によって所有権移転があります。売買と贈与ではどのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか。

#### 事務局（佐々木農地調整係長）

贈与は基盤法とか中間管理事業ではできないため、3条申請で処理しています。

贈与は贈与税がかかりますが、面積によってはかからない場合があります。

売買は農振が入っているか入っていないかということと、買う人が認定農業者かどうかで判断が分かります。農振外だと3条申請になりまして所得税とか住民税が発生する場合があります。農振内だと800万控除の適用を受けることができますので可能であれば、要件がありますが基盤法とか中間での売買の方を推進しております。

今回の売買はそういった方ではないので、3条で対応したということで進めております。

#### 議長（立柳会長）

ほかに質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件



について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長 (立柳会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

#### 議長 (立柳会長)

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局 (澤口主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：沖ノ平105番1、田、756㎡を含む4筆、1,381㎡。転用の目的は、資材置場の敷設です。内容は、材木置場、転回広場、機械置場などが計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請地は300m以内にJR兄畑駅がある農地で第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 大森直子 委員にお願いします。

#### 17番 (大森委員)

17番の大森直子です。

申請番号1番ですが、位置はJR兄畑駅から西へ約150mの地点です。現況は自己保全管理されておりました。申請地は申請者の自己所有地であり、国道に面し、利便性が良く、必要なスペースを確保できることから選定したとのことでした。

農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

### ○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：大更第16地割2番9、畑、626㎡。転用の目的は、贈与による長屋住宅の建設です。内容は、長屋住宅、駐車場、駐輪場、通路等が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請地は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 大森直子 委員に願います。

## 17 番（大森委員）

17 番の大森直子です。

申請番号 1 番ですが、位置は西根インターチェンジから北へ約 1 k m の地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は地権者の同意が得られる土地で、周囲への影響が少なく、宅地として比較的容易に建築できることから選定したとのことでした。

農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

## 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

## 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

## 議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

## ○議案第 4 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第 4 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 10 ページをお開きください。今月の申請は 2 件になります。

関係資料 3 ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号 1：野駄第 27 地割 421、畑、7,261 m<sup>2</sup>です。現況は、木が生い茂り、山林化しております。

した。

申請番号2：細野98番374、田、432㎡を含む5筆、2,278㎡です。現況は、倉庫が建築されており、非農地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 大森直子 委員にお願いします。

#### 17番（大森委員）

17番の大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は、松尾中学校から東へ約1.5kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、平成4年に申請者が相続により取得しましたが、その後耕作しなかったことで山林化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR安比高原駅から北西へ約2.8kmの地点です。現況は、非農地化しておりました。申請地は、平成元年に倉庫2棟を建築し、倉庫の西側はサッカー場への通路として利用していたことで非農地化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願ひます。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

## ○議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。令和4年10月5日付で八幡平市長から意見を求められている案件は13件です。なお、内訳は農振編入が3件、農振除外が9件、用途変更が1件となっております。

申請番号1：平館第30地割101、田、1,159㎡を含む6筆4,937㎡です。編入の目的は、農地利用集積の実施となっております。

申請番号2：大更第16地割5、田、8,759㎡です。編入の目的は、農地利用集積の実施となっております。

申請番号3：赤坂田115-5、畑、75㎡を含む3筆236㎡です。編入の目的は、農地利用集積の実施となっております。

申請番号4：松尾寄木第35地割146-1の一部、田、880㎡です。除外の目的は、農家住宅の建設となっております。

申請番号5：松尾第12地割63-1の一部、畑、500㎡です。除外の目的は、一般住宅の建設となっております。

申請番号6：野駄第4地割275-1、畑、2,295㎡です。除外の目的は、キャンプ場の拡張となっております。

申請番号7：石神1-17、畑、3,209㎡を含む2筆5,020㎡です。除外の目的は、製品置場、クレーンヤードの建設となっております。

申請番号8：姥子石330の一部、田、600㎡です。除外の目的は、農家住宅の建設となっております。

申請番号9：細野503-1、田、8,128㎡を含む4筆18,157㎡です。除外の目的は、小中学校等の建設となっております。

申請番号10：大更第34地割391-4、田、364㎡です。除外の目的は、賃貸住宅の建設となっております。

申請番号11：大更第23地割118-1の一部、田、295㎡を含む2筆728㎡です。用途変更の目的は、農業用倉庫の建設となっております。

申請番号12：大更第23地割118-1の一部、田、402㎡を含む2筆971㎡です。除外の目的は、一般住宅及びカーポートの建設となっております。

申請番号13：野駄第12地割161-1、田、178㎡です。除外の目的は、作業場兼資材置場の敷設となっております。

転用の可否になりますが、関係資料の4ページ以降をご覧ください。

申請番号4は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続して建設されることを確認いたしました。

申請番号5ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続して建設されることを確認いたしました。

申請番号6ですが、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号7ですが、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号8は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続して建設されることを確認いたしました。

申請番号9ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、土地収用法を適用可能な事業であることを確認いたしました。

申請番号10ですが、申請地から500m以内にJR大更駅がある農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号11ですが、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、用途変更後は農業用施設に限り許可が認められております。

申請番号12ですが、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号13ですが、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 吉田晃 委員にお願いします。

## 9番（吉田委員）

9番の吉田晃です。

申請番号1番ですが、位置は平館高校から南東へ約1.5kmの地点です。農振編入の目的は、農地利用集積の実施です。現況は、田、畑として管理されておりました。

申請番号2番ですが、位置は西根インターチェンジから北東へ約950mの地点です。農振編入の目的は、農地利用集積の実施です。現況は、田として管理されておりました。

申請番号3番ですが、位置はJR赤坂田駅から北へ約300mの地点です。農振編入の目的は、農地利用集積の実施です。現況は、畑として管理されておりました。

申請番号4番ですが、位置は松尾中学校から南へ約700mの地点です。農振除外の目的は、農家住宅の建設です。現況は、田として管理されておりました。

申請番号5番ですが、位置はJR松尾八幡平駅から東へ約600mの地点です。農振除外の目的は、一般住宅の建設です。現況は、田として管理されておりました。

申請番号6番ですが、位置は松尾八幡平インターチェンジから南西へ約900mの地点です。農振除外の目的は、キャンプ場の拡張です。現況は、畑として管理されておりました。

申請番号7番ですが、位置は安代インターチェンジから北東へ約2.8kmの地点です。農振除外の目的は、製品置場、クレーンヤード建設です。現況は、自己保全管理されておりました。

申請番号 8 番ですが、位置は田山小学校から南東へ約 1.3 km の地点です。農振除外の目的は、農家住宅の建設です。現況は、田として管理されておりました。

申請番号 9 番ですが、位置は J R 安比高原駅から北西へ約 2.5 km の地点です。農振除外の目的は、小中学校等の建設です。現況は、農地として管理されておりました。

申請番号 10 番ですが、位置は J R 大更駅から東へ約 400m の地点です。農振除外の目的は、賃貸住宅の建設です。現況は、自己保全管理されておりました。

申請番号 11 番ですが、位置は、西根中学校から北へ約 500m の地点です。農振変更の目的は、農業用施設用地へ用途変更し、農業用倉庫を建設するものです。現況は、自己保全管理されておりました。

申請番号 12 番ですが、位置は西根中学校から北へ約 530m の地点です。農振除外の目的は、一般住宅の建設です。現況は、自己保全管理されておりました。

申請番号 13 番ですが、位置は松野小学校から北へ約 500m の地点です。農振除外の目的は、作業場兼資材置場の敷設です。現況は、自己保全管理されておりました。

申請番号 1 番から 3 番は、それぞれ農用地に隣接する一団の農地であり、事業実施によって圃場整備がされ、農作業の効率化が期待できるため、農振編入は問題ないと判断してまいりました。

申請番号 4 番以降については、いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率のかつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと、土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと、また、転用許可適用条項に該当していることから農振除外及び農振変更はやむを得ないと判断して参りました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

#### 16番委員（山本委員）

はい。

#### 議長（立柳会長）

はい、山本委員。

#### 16番委員（山本委員）

16番の山本です。

ただ今の内容説明で、9番の安比高原学園の件について質問します。合計が約 18,000 m<sup>2</sup>の状況ですが、転用の目的の内容は約 8,000 m<sup>2</sup>で出ています。その他の対応はどういう風な感じで申請されているのか、事務局が分かっている範囲で教えていただきたいと思います。

#### 事務局（澤口主事）

関係資料の 48 ページをご覧ください。安比高原学園の配置計画の図面になります。小中学校校舎の建設の他に多目的ホール、寄宿舎、運動場、駐車場の整備が予定されています。農業委員会では配置計画でしか把握していない様な状況ですが、小学校の校舎以外ではこの様に予定され

ています。それを含めての申請となります。

#### 16番委員（山本委員）

内容は分かりました。私は現地を知っていますが、田圃を全部潰しての許可という話しだと思うのですが、田圃の後ろの方は山林原野になっていると思うのです。できれば田圃を壊さないで、そっちの方に関連の施設を持っていただければという意見です。これについての答弁はいりません。質問を終わります。

#### 議長（立柳会長）

ほかに質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第5号『農業進行地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

#### ○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16ページをご覧ください。今月の申請は3件で、賃貸借権設定は2件、所有権移転が1件です。全件新規で、基盤法利用権設定による申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号2番は、西根北地区に係る申請です。



次に、所有権移転です。

申請番号3番は、安代地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の17ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

#### ○議案第7号『令和4年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第7号『令和4年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』を議題いたします。事務局より内容の説明を求めます。

#### 事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の19ページをお開き下さい。縦方向の印刷となります。

議案第7号について、説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程について説明をします。

24ページ、最後のページとなります。

議案第7号資料、農業委員会等に関する法律 抜粋 となります。

下線付きで表示をしている第38条の規程により、意見の提出を行うものです。

21ページにお戻りください。

令和4年度八幡平市に対する意見書の提出案について、説明をいたします。

最初に、意見提出の趣旨となります。

9月26日に開催しました第6回農業委員会議において、農業委員の皆様から内容についてご審議をいただいておりますことから、意見提出の趣旨の読み上げは省略させていただきます。

次のページをお開き下さい。

こちらにも9月26日に開催しました第6回農業委員会議において、農業委員の皆様から内容についてご審議をいただいております、また10月14日付けの依頼文書で市に対する意見の変更案を事前に確認して頂いていることから、意見の内容の読み上げは省略させていただきます。

また、意見項目の読み上げによりまして、今回の議案提出とさせていただきますことをご了承願います。

読み上げを行います。

1 経営所得安定対策について

2 中山間地域等の収益力向上支援について

次のページとなります。

3 市農畜産物のPRについて

4 親元就農者への支援について

5 先端技術を活用した「スマート農業」の推進について

以上5項目となり、全て昨年度からの継続となります。

説明は以上となります。

ただ今の第7回総会で市に対する意見の提出が決定されましたら、11月7日(月)に市に意見書を提出し、要望活動を行うものとなります。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長（立柳会長）**

よって、議案第7号『令和4年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

**6 閉会（13時56分）**

**議長（立柳会長）**

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第7回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

**事務局（田村事務局長）**

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月26日

会 長 \_\_\_\_\_

12 番委員 \_\_\_\_\_

13 番委員 \_\_\_\_\_

# 令和4年度

## 第7回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年10月25日（火）午後1時00分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
  - (1) 第7回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
  - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第7号 令和4年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について
- 5 閉 会